

災害と個人情報取扱いをめぐる諸論点

弁護士・ひかり総合法律事務所, 情報法制研究所 (JILIS) 理事
理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員
国立情報学研究所客員教授
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

板倉陽一郎

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒、2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了、2007年慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)修了。2008年弁護士(ひかり総合法律事務所)。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向(消費者制度課個人情報保護推進室(現・個人情報保護委員会事務局)政策企画専門官)。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員、2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員。
- 消費者庁、総務省、経済産業省等の有識者委員を歴任。特に地方公共団体に関するものとして、渋谷区新たな地域活性化条例(仮)検討会委員(2016年9月～2017年1月)、総務省 地域情報化アドバイザー(2018年5月～)、経済産業省平成30年度デジタルプラットフォーム構築事業(自治体発行チケット等のオンライン完結プラットフォーム実現に向けた調査事業)オンライン完結プラットフォーム検討委員会委員(2018年9月～2019年2月)、総務省地方公共団体におけるAI活用に関する調査研究・自治体AIクラウド化検討会構成員(2019年6月～2020年3月)、東京都官民連携データプラットフォームポリシー策定委員会委員(2020年11月～)等。
- 法とコンピュータ学会理事、一般財団法人情報法制研究所理事、一般財団法人国際経済連携推進センター理事、日本メディカルAI学会監事、一般社団法人データ社会推進協議会監事等。

近著



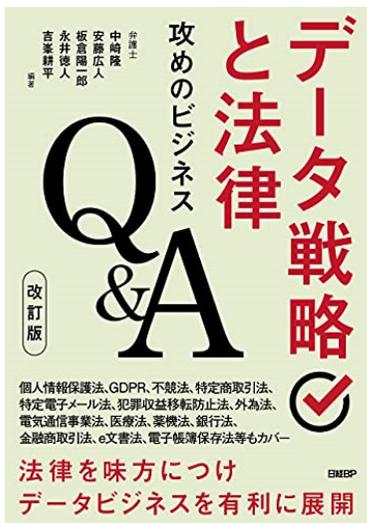
法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。



労務行政研究所編 弁護士 倉重公太郎(編代表)

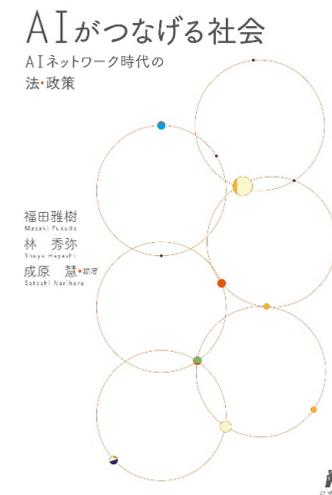
今野浩一郎 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
岩本隆 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
宇野禎晃 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
酒井雄平 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
丸吉香織 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
伊達洋恵 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
小島武仁 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
今村謙三 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
小田原悠朗 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
江夏幾多郎 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
藤本真 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
白石敏一 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
板倉陽一郎 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
江崎洋一 弁護士 東京大学大学院法学研究科 教授
リコー・ジャパン 株式会社
LINE 株式会社
NEC 株式会社

労務行政



個人情報保護法, GDPR, 不特定多数開示法, 特定電子メール法, 犯罪収益移転防止法, 外為法, 電気通信事業法, 医療法, 薬機法, 銀行法, 金融取引法, e文書法, 電子帳簿保存法等もカバー

法律を味方につけて データビジネスを有利に展開

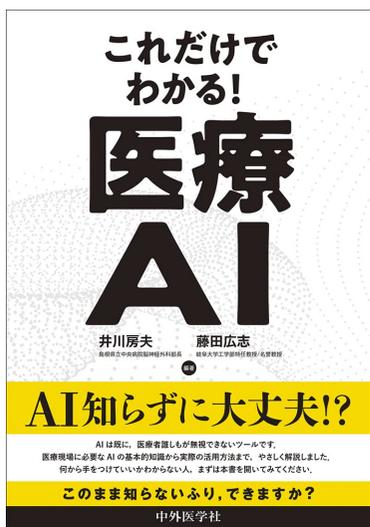


福田雅樹
Masaki Fukuda
林秀弥
Shigeo Hayashi
成原慧
Tomoko Narahara



野村浩将

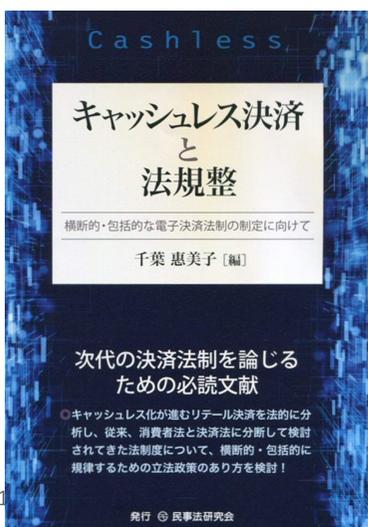
現在の法制度、実務状況に基づいた「地に足のついた」AI・ロボット法。Q&A方式でコンパクトに解説。伝統的な法分野の観点から重要問題を洗い出し、可能な限り実定法に則した解説を行う。



AI知らずに大丈夫!?

AIは既に、医療者誰もが無視できないツールです。医療現場に必要なAIの基本的知識から実際の活用方法まで、やさしく解説しました。併せて手をつけていけるかわからない。まずは本書を読んでみてください。

このまま知らないふり、できますか? 中外医学社



キャッシュレス決済と法規整

千葉 恵美子 [編]

次代の決済法制を論じるための必読文献

キャッシュレス化が進むリテール決済を法的に分析し、従来、消費税法と決済法に分析して検討されてきた法制度について、横断的・包括的に規律するための立法政策のあり方を検討!

発行 民事法研究会



個人情報保護法 コメントール

石井夏生利 曾我部真裕 森亮二 編著

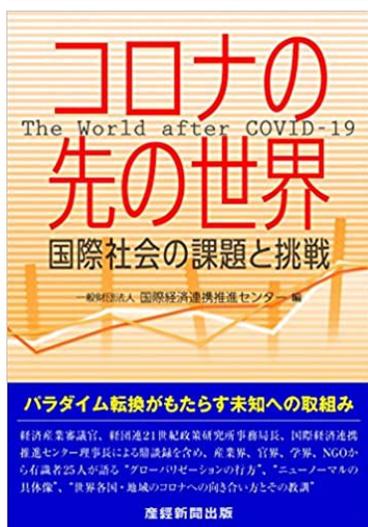
最新の理論水準と実務の知見を盛り込み、各条項にEU法・アメリカ法の解説も加えた、「立体的な」コメントール誕生。

令和2年改正法ベースの逐条解説 行政機関個人情報保護法も論述形式で全体を詳説。



消費者法講義 第5版

日本弁護士連合会 編



コロナの先の世界 The World after COVID-19 国際社会の課題と挑戦

パラダイム転換がもたらす未知への取組み

経済産業省副官、経団連21世紀政策研究所事務局長、国際経済推進センター理事長による協議録を含め、産業界、官界、学界、NGOから有識者25人参加する「アローバロケーションの行方」、「ニューノーマルの具体像」、「世界各国・地域のコロナへの向き合い方」との取調

産経新聞出版

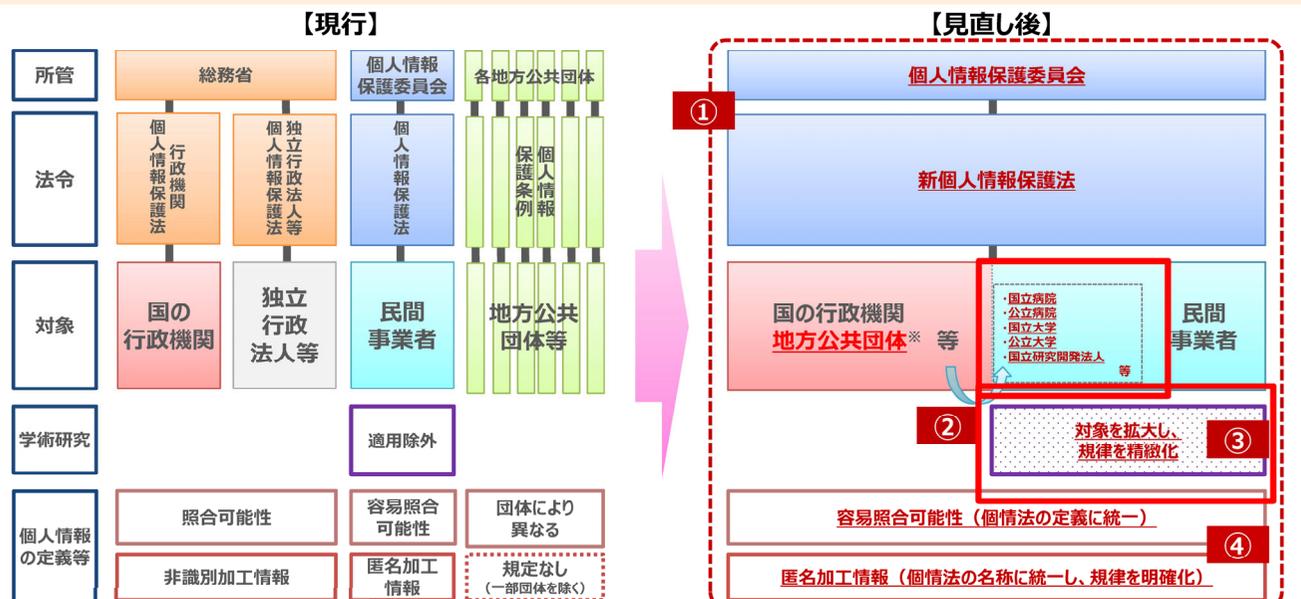
災害と個人情報取扱いをめぐる諸論点

- ① 民生委員・児童委員はどう扱われるのか
- ② 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画のアップデートのためのフィードバックは可能か
- ③ 個別避難計画を本人の同意なしに作成できるか

① 民生委員・児童委員はどう扱われるのか

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルール**を規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



	市町村長及び避難支援等関係者
個人情報取扱事業者等	市町村社会福祉協議会、自主防災組織、医師会、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、自治会
行政機関等	市町村長、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員 (後述)
規律移行法人	基本的になし

民生委員の地位

民生委員は自動的に児童委員に充てられる(児童福祉法16条2項)

民生委員は「民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。」(民生委員法5条1項)

民生委員法17条1項「民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。」、同2項「市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。」

民生委員は非常勤の特別職の地方公務員(地方公務員法3条3項2号)とされるが[鈴木(2019)28頁]、「どの」地方公共団体の地方公務員か、つまり、都道府県に属するのか、市区町村に属するのか、について明言している資料等はあまりない。

民生委員・児童委員の選任について

昭和37年8月23日 厚生省発社第285号
各都道府県知事、指定都市市長あて
厚生事務次官通知

第1次改正 昭和55年8月6日
第2次改正 昭和61年9月5日
第3次改正 平成元年9月2日
第4次改正 平成7年4月1日
厚生労働省発雇児0708第10号
厚生労働省発社援0708第4号
第5次改正 平成25年7月8日

民生委員・児童委員は民間篤志家として、また社会福祉行政に対する協力機関として、社会福祉増進のために顕著な成果を挙げつつあるが、近時社会福祉関係諸施策の進展に伴って、民生委員・児童委員の果すべき役割はますます重要度を加えている。従って、民生委員・児童委員の選任に当たって真の適任者を得ることは、この制度にとって最も緊要であると考えられるので、次の事項に留意のうえ適格者の選出に努められたく通知する。

第1 推薦に関する事項

1 民生委員・児童委員の資格要件

- (1) 民生委員の資格要件については、民生委員法（昭和23年法律第19号。以下「法」という。）第6条に規定しているが、民生委員の本分（法第1条）、努力目標（法第2条）、職務内容（法第14条）、職務遂行上の心構え（法第15条）及び職務上の地位の政治的目的への利用禁止（法第16条）に関する諸規定の趣旨も十分考慮のうえ、適格者の推薦に努めること。
- (2) 民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により、児童委員に充てられることになっているので、児童委員としても適当な者を推薦するよう特に考慮すること。

2 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の選任の適否は、その推薦母体である民生委員推薦会の構成及び運営のいかんによるものであるから、民生委員推薦会委員の委嘱及び民生委員推薦会の運営については特に慎重を期すること。

3 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）は、民生委員・児童委員の選任を慎重に行うために設けられた機関であって、民生委員・児童委員の推薦に関して都道府県知事又は指定

2023/06/07 第7回情報法制シンポジウム DAY1

都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）の求めに応じて意見具申を行い、又は民生委員・児童委員の解嘱の具申に関して都道府県知事等に同意を与える等、極めて重要な任務を有するものであるから、単に形式的審査機関にとどまることのないよう留意すること。

第2 委嘱に関する事項

1 推薦手続

民生委員推薦会において民生委員・児童委員候補者の推薦を行う場合の推薦書類は、当該市町村長（特別区の区長を含む。）を経由すること。

2 審査手続

審査専門分科会は、都道府県知事等の求めに応じ、民生委員推薦会から推薦された民生委員・児童委員候補者について慎重に審査を行い、審査が終了した分から逐次その適否について都道府県知事等に意見を述べること。

3 委嘱方法

- (1) 都道府県知事等は、民生委員・児童委員に推薦すべき者を決定したときは、速やかに厚生労働大臣に推薦すること。
- (2) 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱せられ、様式第1号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事等において行うこと。また、都道府県知事等は、民生委員・児童委員の担当区域を定め、様式第2号による辞令を交付すること。

4 再推薦手続

- (1) 都道府県知事等は、民生委員推薦会が推薦した者の中に民生委員・児童委員として適当でないと思われる者があるときはもとより、被推薦者よりなお適当な者があると認められる場合においても、再推薦を命ずることができること。
- (2) 再推薦を命じても、適当でないと思える者を推薦してきた場合には反復して再推薦を命ずることができること。

第3 解嘱に関する事項

- 1 法第11条及び第12条の規定は、任期中、本人の意思にかかわらず民生委員・児童委員を解嘱する場合の規定であって、本人から解嘱の願い出があった場合には、都道府県知事等は、この規定にかかわらず解嘱の具申をすることができること。

2 解嘱手続

- (1) 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を解嘱すべきであると決定したときは、速やかに厚生労働大臣に具申すること。
- (2) 民生委員・児童委員の解嘱は厚生労働大臣によって行われ、様式第3

号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事等において行うこと。

第4 その他

昭和31年8月6日厚生省発社第145号厚生事務次官通知「民生委員の選任について」は、廃止すること。ただし、昭和37年12月1日以前に行われる民生委員・児童委員の委嘱又は民生委員・児童委員の解嘱の辞令については、なお従前の例によること。

様式第1号

厚生労働大臣 氏名 印	年 月 日	民生委員・児童委員を委嘱します 氏名
-------------------	-------------	-----------------------

様式第2号

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 氏名 印	年 月 日	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 氏名
--	-------------	---

様式第3号

厚生労働大臣 氏名 印	年 月 日	民生委員・児童委員を解嘱します 氏名
-------------------	-------------	-----------------------



従前の見解

「なお、非常勤・特別職の地方公務員であるため、自治体の条例等に基づき個人情報を取り扱うことになり、個人情報保護法の義務規定が課される個人情報取扱事業者には該当しません。」(個人情報保護委員会「ご存知ですか？民生委員・児童委員と個人情報保護法」(2018年8月))

「民生委員は個人情報保護法の義務規定が課される個人情報取り扱い事業者に該当せず、大阪市個人情報保護条例(平成7年条例第11号)の対象となる実施機関に該当しないことから、個人情報保護法・大阪市個人情報保護条例の適用がないところです。」(大阪市「民生委員が申出人本人の個人情報を本人には開示できない理由と守秘義務について」)

官民一元化後の見解

「民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。民生委員・児童委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。」

「民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができると解されます（法第27条第1項第1号及び第4号）。したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。」(Q&A7-22)

民生委員は「地方公共団体の機関」 (個人情報保護法2条11項2号)か？

地方公共団体の機関

執行機関(地方自治法7章)、補助機関(地方自治法7章2節3款)、附属機関(同3節7款)

「協力機関」

法令にも現れず、民生委員以外については広く公式に用いられているとはいえない。

「生活保護制度については、その適切な実施に向けて、従来より福祉事務所の組織的な対応の強化はもとより、生活保護法上協力機関として位置付けられている民生委員を始めその他関係機関(以下「民生委員等の関係機関」という。)との連携のための体制の確立に努めていただいているところである。」(「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」((平成15年3月31日)(社援保発第0331004号))

民生委員は「地方公共団体の機関」(個人情報保護法2条11項2号)か？(続)

「地方公共団体の機関」(個人情報保護法2条11項2号)について、同号かっこ書において議会が除かれていることを根拠に、「本号の対象は、地方公共団体の執行機関になる。」としているが〔宇賀・新逐条, 114頁〕

補助機関や附属機関の個人情報保護については執行機関を対象にすれば足りるという趣旨であれば、協力機関たる民生委員が「地方公共団体の機関」に該当するとの解釈は可能ではないか

個人情報保護法上の行政機関等としての義務を遵守できるのか

高齢化

2018年の調査で、民生委員の平均年齢は、区域担当委員が66.8歳、主任児童委員が58.8歳である(全国民生委員児童委員連合会(2018))

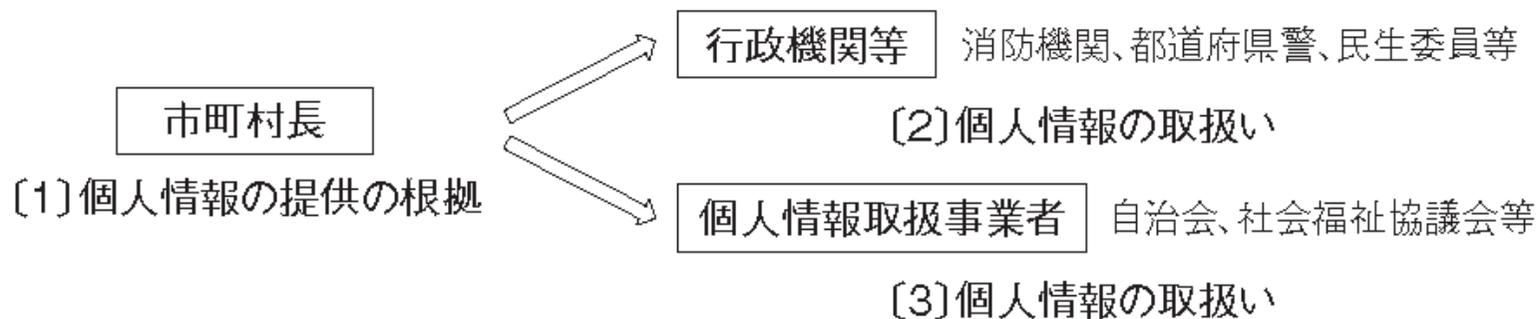
事務局がない

民生委員には、執行機関としての委員会・委員と異なり、事務局も存在せず、民生委員協議会は存在するが(民生委員法20条1項参照)、それも結局民生委員自体の負担

予算等

民生委員は無報酬であるが、活動費は支給される(もともと、月1万円に満たない)。民生委員協議会への補助金も一般的ではある。しかし、これだけでは、個人情報保護法上の義務を遵守するのに十分とはいえず、必要な情報環境や安全管理措置の確保、民生委員の研修等のために、適切な予算措置が取られなければならない。

② 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画のアップデートのためのフィードバックは可能か



提供の求めは必要か？

災対法の規定の主体はすべて「市町村長」であり、市町村長から名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた行政機関等には適用がない。名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた行政機関等において、当該情報についての訂正等の情報を把握した場合でも、災対法上は市町村から「情報の提供を求め」（災対法49条の10第4項、49条の14第5項）られなければ、原則としてフィードバックはできないということになる。

提供の求め必要説

この点について、69条2項3号の相当の理由（「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」）の適用があるか。名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いについては法令で定められた点が多く、市町村については外部提供の付加的要件（同意等、災対法49条の11第2項、49条の15第2項）の構造からも、69条に基づく外部提供はできないという解釈が素直である。提供を受けた行政機関等においても、災対法の存在を重視し、同法に基づいた提供以外は不可能であるということであれば、市町村からの情報提供の求めを待たなければフィードバックは不可能ということになる（提供の求め必要説）

提供の求め不要説

災対法における市町村の規律は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成についての他の権限（これに伴う名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いのリスクの増大）に付随したものだとするれば、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた行政機関等からのフィードバックは個人情報保護法の除外事由（個人情報保護法69条2項3号）が用いられるということになる。

提供の求めの形式

関係者間で定期的に会合があり、その中で市町村が常に提供の求めを行っているという解釈も可能ではないか。

提供の求めには形式は定められていないから。

③ 個別避難計画を本人の同意なしに作成できるか

避難行動要支援者名簿

作成に同意が不要であり、むしろ作成が義務付けられる(災対法49条の10第1項、「作成しておかなければならない。」)

個別避難計画

作成は努力義務であり、本人の同意がない場合には作成しないことが許される(災対法49条の14第1項、「作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。」)。

個別避難計画であっても、作成自体は法令に基づく業務であって、個人情報の取扱いとしては問題がない

あくまで、本人の同意が得られない場合は、作成についての努力義務が掛からないといっただけで、作成してはならない(そのような個人情報の取扱いが禁止される)ということにはならない。要するに、個別避難計画は、本人の同意がなくとも作成できると考えるのが妥当である。